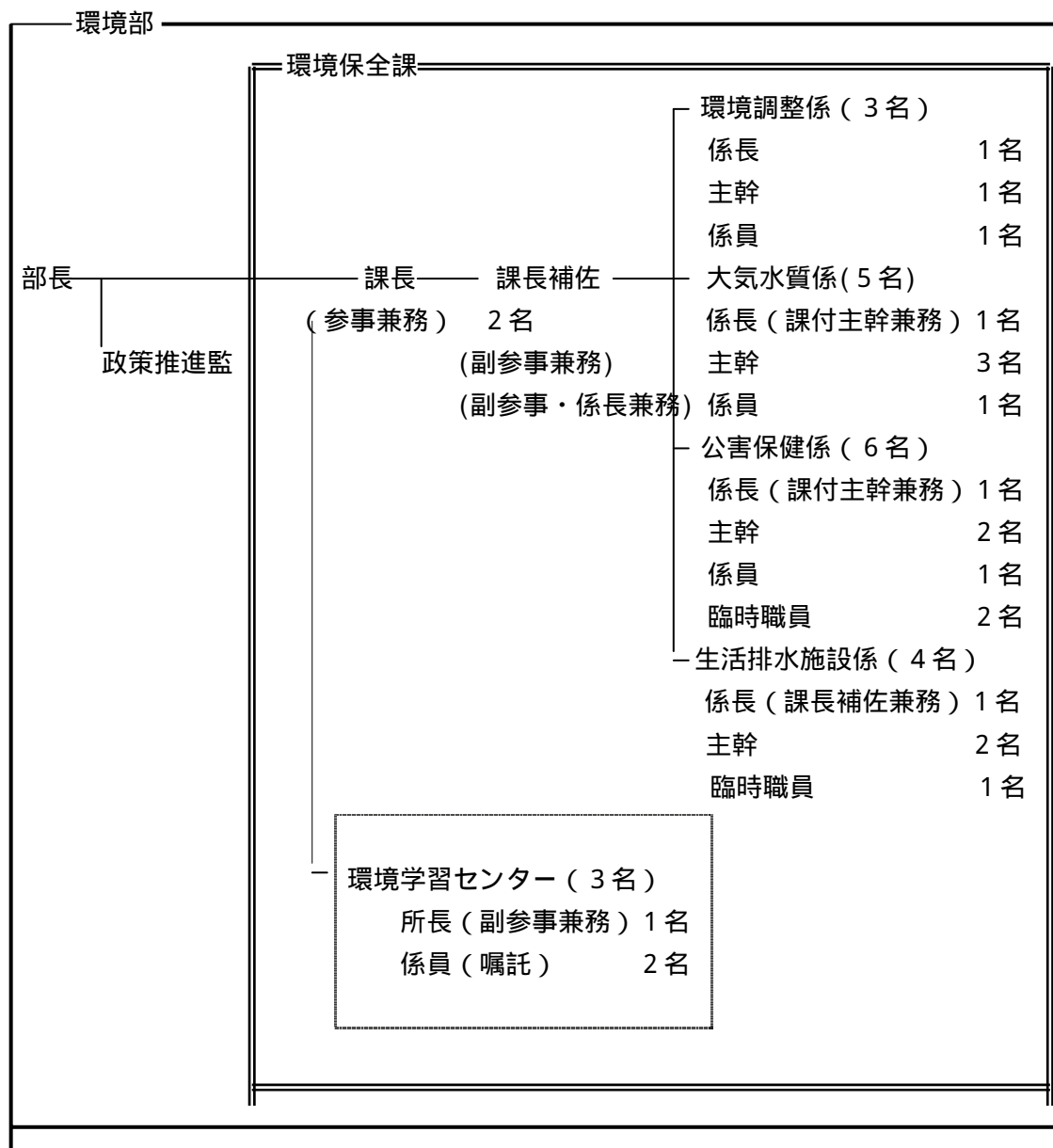


第1節 環境行政組織・予算

1. 機構（平成18年4月1日現在）



2. 事務分掌

環境調整係

- (1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 環境計画及び公害防止計画に関すること。
- (3) 環境保全審議会に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (5) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。
- (6) 環境学習センターに関すること。

- (7) 国際環境技術移転研究センターとの連絡に関する事。
- (8) 部内の事務事業の調整に関する事。
- (9) 部及び課の庶務に関する事。

大気水質係

- (1) 公害防止協定に関する事。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関する事。
- (3) 生活排水対策に係る連絡及び調整に関する事。

公害保健係

- (1) 公害健康被害者の補償給付に関する事。
- (2) 公害健康被害認定審査会に関する事。
- (3) 公害保健福祉事業に関する事。
- (4) 健康被害予防事業に関する事。
- (5) 公害健康被害者みたき保養所に関する事。
- (6) その他公害保健対策に関する事。

生活排水施設係

- (1) コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設をいう。以下同じ)整備事業及び既存集落環境整備事業の計画、設計、施行、維持管理及び修繕に関する事。
- (2) コミュニティ・プラントの供用開始に関する事。
- (3) コミュニティ・プラントに係る排水設備の設置等に関する事。
- (4) コミュニティ・プラントに係る助成等に関する事。
- (5) コミュニティ・プラントに係る使用料及び受益者負担金に関する事。
- (6) 浄化槽の設置補助金に関する事。
- (7) 浄化槽に係る届出に関する事。
- (8) 浄化槽清掃業の許可に関する事。
- (9) コミュニティ・プラント及び既存集落環境施設に係る主管工事の監督及び竣工検査に関する事。

環境学習センター

- (1) 知識の普及及び意識の啓発に関する事。
- (2) 研修事業に関する事。
- (3) 情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 市民、環境保全活動団体等の交流及び活動の支援に関する事。
- (5) 環境学習に関する調査研究に関する事。
- (6) その他環境学習の推進に関する事。

3. 予 算

(単位：千円)

	14	15	16	17	18
保健衛生総務費	268,548	196,762	215,396	220,454	220,816
人件費	268,548	196,762	215,396	220,454	220,816
環境保全費	108,622	95,080	103,854	86,916	96,736
公害対策事業	73,965	61,704	69,735	57,696	58,593
環境保全事業	11,810	10,249	8,509	5,437	5,404
環境教育推進事業	6,330	11,193	9,358	8,287	7,892
(自然環境保全推進事業を含む)					
国際環境協力推進事業	7,500	6,600	6,300	5,985	5,985
一般管理業務	9,017	5,334	5,452	6,085	8,370
地球温暖化対策事業	-	-	-	3,426	10,492
公害資料庫関係事業費	-	-	4,500	-	-
公害健康被害補償費	930,502	865,240	839,292	864,008	863,042
公害健康被害補償給付関係経費	918,508	856,770	831,076	855,284	854,573
公害保健福祉事業	3,100	2,873	2,834	2,895	2,581
公害健康被害予防事業	580	536	527	526	522
環境保健健康診査事業	1,960	1,862	1,831	2,043	2,080
環境保健調査事業	1,800	1,781	1,799	2,036	2,062
みたき保養所管理運営事業費	364	324	122	121	121
四日市医師会公害対策費補助金	270	270	270	270	270
三重県公害保健医療研究協議会等負担金	3,920	824	833	833	833
生活排水対策事業費	1,212,596	285,991	391,247	347,458	272,969
合併処理浄化槽設置費補助金	287,400	189,790	294,470	262,810	189,235
合併処理浄化槽整備資金融資貸付金	5,000	5,000	3,500	152	88
既存集落環境整備管理費	1,500	500	500	700	500
既存集落環境整備事業費	500	30,000	27,000	20,000	20,000
小牧コミュニティ・プラント管理運営費	25,593	18,796	19,209	19,517	18,197
神前コミュニティ・プラント管理運営費	39,019	37,878	43,014	41,475	41,294
コミュニティ・プラント融資資金利子助成	1,988	1,162	599	571	310
生活排水対策一般経費	3,754	2,735	2,825	2,103	3,215
三重県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	130	130	130	130	130
コミュニティ・プラント整備事業費	849,700	-	-	-	-
公害対策関係予算額	2,520,268	1,443,073	1,549,789	1,518,836	1,453,563
一般会計総予算	94,580,000	90,990,000	95,980,000	93,290,000	95,400,000
一般会計に占める割合(%)	2.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%

第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等

1. 四日市市環境基本条例

(平成7年3月30日 四日市市条例第12号)

わたしたちのまち、四日市は、西に緑豊かな鈴鹿山脈、東に恵み豊かな伊勢湾という自然に生まれ、東海道の宿場町として、古くから栄えてきた。

また、我が国有数の工業都市として、我が国の発展に寄与してきたが、その過程で四日市公害という悲惨な経験をし、貴い教訓を得ている。

一方、わたしたちが生活の利便性や豊かさを追求するあまり、わたしたちのまちのみならず、地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちはすべて、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、こうした良好な環境を保全し将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

貴い教訓を礎として、すべての者の参加と協調により、人と自然が共生できるまちづくり、環境への負荷の少ないまちづくり及び地球的な視野に立った取組ができるまちづくりを推進することがわたしたちの使命である。

ここに、わたしたちは、この使命を深く自覚し、市民の総意として、本市の良好な環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関し、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務並びに基本方針を明らかにするとともに、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、わたしたちの存在基盤であり、かつ有限である恵み豊かな自然環境を、現在及び将来の市民が享受できるよう、行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減並びに持続的発展が可能なまちづくりを目指して、行われなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、本市の優れた環境保全技術の活用など地球的視野

に立った取組により、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、各種施策を進めるに当たり、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)をその基底として、良好な環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)を実施する責務を有する。

2 市は、環境施策の実施に当たっては、国、三重県及び近隣の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく環境施策を推進するものとする。

(1) 産業公害の防止、自動車交通公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 水や緑に親しむことができる都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、だれもが利用しやすい施設の整備、歴史的文化的遺産の保全と活用等により、潤いと安らぎのある都市環境を創造すること。

(3) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全、貴重な野生生物の保護及び生態系の多様性の確保を図るとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の活用等により、地球環境の保全を図ること。

(5) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

(環境計画)

第8条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標、地域別目標、環境施策の方向及び環境配慮の指針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市環境保全審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(総合的調整)

第10条 市は、環境施策の実効的な推進をはかるため、次に掲げる事項について総合的な調整を行うものとする。

(1) 環境計画に関すること。

(2) 環境へ著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の実施に関すること。

(3) その他環境施策の総合的推進に関すること。

2 市は、前項に規定する総合的な調整を行うため、四日市市環境調整会議を置く。

(調査研究体制の整備等)

第11条 市は、科学的予見性に基づく環境施策の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の整備を図るとともに、他の研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

(指導等)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体」という。)に対し、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(教育、学習等の振興)

第14条 市は、事業者、市民又は民間団体が良好な環境の保全及び創造について理解を深め、責任ある行動がとれるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(国際環境協力)

第15条 市は、海外の地域の環境の保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第16条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行についての必要な事項は、市長が別に定める。

2 . 四日市市環境保全審議会条例

(昭和63年3月31日 四日市市条例第15号)

(設置)

第1条 本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、四日市市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境計画に関すること。
- (2) 産業公害及び都市生活型公害の対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全対策に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関して、特に必要があると認められる事項に関すること

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織等の代表
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 良好な環境の保全及び創造に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて、専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門員を置くことができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

(会議の招集)

第7条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を聞くことができない。

2 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 部会の議事は、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 審議会の事務を円滑に処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(四日市市公害対策審議会条例の廃止)

2 四日市市公害対策審議会条例(昭和41年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

四日市市環境保全審議会委員幹事名簿

〔審議会委員〕

(順不同、敬称略)

	職 名	氏 名
市 議 員	四日市市議会議員	水 谷 正 美
	四日市市議会議員	山 中 茂 樹
学 識 経 験 者	三重大学大学院生物資源学研究科教授	齊 藤 昌 宏
	三重中京大学短期大学部教授	杉 崎 清 子
	四日市大学環境情報学部教授	武 本 行 正
	四日市大学総合政策学部教授	谷 岡 経 津 子
	四日市医師会長	二 宮 俊 之
	三重大学教育学部教授	本 田 裕
	三重大学名誉教授	水 野 孝 之
	四日市市顧問弁護士	森 川 仁
住 民 自 治 組 織 等 の 代 表	四日市商工会議所代表 (四日市商工会議所 女性部会長)	服 部 洋 子
	三泗地区労センター代表 (三泗地区労センター 議長)	飯 田 実
	四日市市自治会連合会代表 (同和地区連合自治会長)	松 本 光 文
市 職 員	四日市市助役	山 下 正 文

〔審議会幹事〕

市 職 員	四日市市市経営企画部長	黒 田 憲 吾
	四日市市市民文化部長	西 村 裕 一
	四日市市都市整備部長	塚 田 博
	四日市市環境部長	山 口 喜美男

(H18.6.1.現在)

3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例

(昭和49年6月20日四日市市条例第27号)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠法規)

第2条 審査会の組織、運営その他必要な事項は、法第45条に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 審査会は、公害による健康被害者の疾病の認定及び障害の程度等法に規定する事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の意見を尊重するものとする。

(組織)

第4条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 審査会は、会長が召集する。

2 審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、法附則第1条本文の規定に基づく政令で定める日から施行する。

2. 前項の規定は、同項中「及び附則第3項」に係る部分を除き、本市が法第4条第3項に規定する政令で定める市となるまでは、効力を発しない。

3. 四日市市公害被害者認定審査会条例(昭和45年四日市市条例第1号)は廃止する。

附則(昭和62年12月24日条例第45号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附則(平成16年12月28日条例第52号抄)

(施行期日)

1. この条例は、平成17年2月7日から施行する。

四日市市公害健康被害認定審査会委員名簿

(H19.4.1現在)

国立大学法人 三重大学	教 授	横山和仁
四日市医師会	会 長	二宮俊之
〃	副 会 長	藤原庸隆
〃	副 会 長	小林 篤
〃	理 事	棟方英次
〃	環境対策委員会委員	西村泰豪
〃	環境対策委員会委員	品川 宏
県立総合医療センター	院 長	小西得司
〃	呼吸器科医長	吉田正道
市立四日市病院	副 院 長	一宮 恵
〃	呼吸器科部長	池田拓也
弁 護 士		杉浦 肇
弁 護 士		森田明美

(注) 会長 副会長

(順不同、敬称略)

4 . 四日市市公害健康被害特別審査会規程

(設置)

第1条 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害特別審査会(以下「特別審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠規定)

第2条 特別審査会の組織、運営、その他必要な事項は、要領に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 特別審査会は、公害健康被害の補償等に関する法律に定める公害健康被害認定審査会の所掌事項に準ずる事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。ただし、認定に関する事項を除く。

2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 特別審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学、その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 特別審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 特別審査会は、会長が招集する。

2 特別審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 . この規程は、公布の日から施行する。

2 . 最初に任命される特別審査会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず昭和53年8月31日限りとする。

附則

この規定は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害健康被害特別審査会委員名簿

(H19.4.1現在)

国立大学法人 三重大学	教 授	横 山 和 仁
四 日 市 医 師 会	会 長	二 宮 俊 之
〃	副 会 長	藤 原 庸 隆
〃	副 会 長	小 林 篤
〃	理 事	棟 方 英 次
〃	環境対策委員会委員	西 村 泰 豪
〃	環境対策委員会委員	品 川 宏
県立総合医療センター	院 長	小 西 得 司
〃	呼 吸 器 科 医 長	吉 田 正 道
市立四日市病院	副 院 長	一 宮 恵
〃	呼 吸 器 科 部 長	池 田 拓 也
弁 護 士		杉 浦 肇
弁 護 士		森 田 明 美

(注) 会長 副会長

(順不同、敬称略)

5 . 四日市市公害診療報酬審査委員会規則

(昭和49年10月1日、四日市市規則第27条)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定による療養の給付にかかる診療報酬請求書の審査を行うため、四日市市公害診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、市長が委嘱する審査委員6名以内をもって組織する。

2 審査委員会に委員長1人を置き、審査委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した審査委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 審査委員の任期は、2年とする。ただし、審査委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、毎月1回以上委員長が招集する。

(議事)

第5条 審査委員会は、委員定数の2分の1以上の出席がなければ審査を行うことができない。

(業務)

第6条 審査委員会は、第1条の目的を達成するため、法第20条の規定による公害医療機関から市長に対して提出された公害健康被害補償診療報酬請求書の審査を行う。

2 審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の15日までに審査しなければならない。

3 審査委員会は、前項の審査をするときは、法第22条及び第23条の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査する。

(秘密を守る義務)

第7条 審査委員又は審査委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和63年2月29日規則第2号)

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附則(平成17年2月4日規則第6号抄)

(施行規則)

1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。

四日市市公害診療報酬審査委員会委員名簿

(H19.4.1現在)

四日市医師会	会	長	二宮俊之
〃	副会	長	藤原庸隆
〃	副会	長	小林篤
〃	理	事	棟方英次
県立総合医療センター	院	長	小西得司
市立四日市病院	副院	長	一宮恵

(注) 委員長

(順不同、敬称略)

6 . 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)による公害保健福祉事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業(以下「公害保健福祉事業等」という。)の推進を図るため、四日市市公害健康被害者等療養運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公害保健福祉事業等の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内を持って組織する。

2 委員は、医学その他公害保健福祉事業等の運営に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 公害保健福祉事業等に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長及び部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長及び部会長が、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第 1 0 条 委員会に幹事若干人を置き、関係機関の職員又は市職員のうちから、市長が委
嘱し、又は任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

3 幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会の庶務)

第 1 1 条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見
を聞いて、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和 5 0 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 6 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

四日市市公害健康被害者等療養運営委員会委員幹事名簿

(H19.4.1現在)

委 員	国立大学法人 三重大学	教 授	横 山 和 仁
	四 日 市 医 師 会	会 長	二 宮 俊 之
	”	副 会 長	藤 原 庸 隆
	”	副 会 長	小 林 篤
	”	理 事	棟 方 英 次
	”	理 事	藤 田 典 己
	”	環境対策委員会委員	西 村 泰 豪
	”	環境対策委員会委員	品 川 宏
	”	環境対策委員会委員	川 村 芳 秋
	”	環境対策委員会委員	児 玉 武 伊 知
	”	環境対策委員会委員	山 中 珠 美
	”	環境対策委員会委員	中 村 種 治
	県立総合医療センター	院 長	小 西 得 司
	”	呼 吸 器 科 医 長	吉 田 正 道
	市立四日市病院	呼 吸 器 科 部 長	池 田 拓 也
”	小 児 科 部 長	坂 京 子	
市保健センター	参 事	長 尾 康 治	
幹 事	四 日 市 市	環 境 部 長	山 口 喜 美 男

(注) 委員長 副委員長

(順不同、敬称略)

7. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例

(昭和54年3月26日、四日市市条例第13号)

(設置)

第1条 本市は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第1項の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)の健康回復促進と福祉の増進を図るため保養所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 四日市市立公害健康被害者みたき保養所

位置 四日市市久保田二丁目5番23号

(使用者の範囲)

第3条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所(以下「保養所」という。)を使用することができる者は、被認定者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その他の者の使用を妨げないものとする。

(使用の許可)

第4条 保養所を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しない。

(使用許可の取消等)

第5条 市長は、次の名号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他市長が管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 使用者は、保養所の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月24日条例第44号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

8 . 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和54年3月30日、四日市規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例(昭和54年条例第13号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所(以下「保養所」という。)の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 保養所の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎週火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(使用許可の申請)

第4条 保養所を使用しようとする者は、使用日の前日までに使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、使用日の1月前までは受理しない。

(使用の許可)

第5条 市長は、保養所の使用を許可しようとするときは、使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付してこれを行う。

(許可書の提示)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用当日に前条により交付を受けた許可書を係員に提示し、使用についての指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の名号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(2) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。

(3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。

(4) 許可を受けた室又は設備器具等以外のものを使用しないこと。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、保養所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則(平成5年9月29日規則第38号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

9 . 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領

- 1 . 特別救済措置の対象者は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）に基づき認定された者であって、次の名号の一に該当する者とする。
 - (1) 原告患者 津地方裁判所四日市支部昭和42年(ワ)第138号損害賠償請求事件の原告
 - (2) 自主交渉患者 昭和47年11月30日付をもって、昭和四日市石油株式会社、三菱油化株式会社、三菱化成株式会社、三菱モンサント化成株式会社、中部電力株式会社及び石原産業株式会社と四日市公害訴訟弁護団団長北村利弥を代理人として締結した協定書添付別表(1)乃至(140)記載の者
- 2 . 前項の対象者に対して法第3条第1項第2号から第5号まで及び第7号に規定する補償給付の額に相当する金員を支給する。
- 3 . 市長は、別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞いて対象者の障害の程度及び対象者の障害又は死亡について他の原因があると認められる場合の他原因の参酌の程度を決定する。
- 4 . 市長は、対象者の障害の程度について少なくとも1年に1回公害健康被害特別審査会の意見を聞いて障害の程度の見直しを行う。
- 5 . 市長は、対象者が正当な理由なく第3項又は前項による審査を受けなかったときは、その者に対する第2項の支給を停止することができる。
- 6 . 対象者は、障害の程度が増進したことを理由として、第2項に基づく支給額の改定を市長に請求することができる。
- 7 . 対象者に対して同一の事由について損害が填補されたときは、第2項の支給を行わない。
- 8 . 第3項又は第4項に基づく決定に不服がある者は、市長に対し異議を申立てることができる。
- 9 . 第2項に基づく金員の支給について、この要領に特別の定めがない場合は法の例による。

附則

- 1 . この要領は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 . 第2項に基づく金員の支給の始期及び最初の月分の支給額については、別添「特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法」の定めるところによる。
- 3 . 法施行以後、本要領の施行前に前項に基づく支給の始期が到来していた者については、本要領が施行されていたならば支給すべきであった金員を昭和54年3月31日までの間に支払う。
- 4 . この要領施行のためにする公害健康被害特別審査会の設置及び第3項の規定に基づく障害の程度の決定等の準備行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則

この要領は、昭和63年3月1日から施行する。

別添：特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法

1．控除対象額

- (1) 原告患者 判決額から弁護士費用を控除した額とする。
- (2) 自主交渉患者 協定額（但し、解決一時金は含まない。）

2．控除額

(1) 認定年月より昭和49年8月迄の期間

別表「標準給付基礎月額表」による性別、年齢階層別、診察実日数別障害補償費相当額及び児童補償手当相当額とする。

(2) 昭和49年9月以降の期間

市長が別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞き、障害の程度等を決定し、法が適用されたとしたならば当該障害の程度等に応じて支給される金額に相当する額とする。

3．特別救済措置に係る支給の始期及び当該月における支給額

支給の始期は、該当者のそれぞれの月の控除額の総計が控除対象額をこえるに至った月とし、当該月における支給額はそのこえた額とする。

10 . 四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱

(目的)

第 1 条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小企業団体の工場又は事業所から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等(以下「公害」という。)を除去する施設の設置、改善並びに移転に要する資金又は、中小企業者若しくは中小企業団体が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 7 0 号。以下「自動車 NOx・PM 法」という。)に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替えを行う場合に要する資金を融資することを目的とする。

(融資資金)

第 2 条 (削除)

(融資資金の預託及び融資目標)

第 3 条 市は第 1 条の目的を達成するため、本制度の運用資金として毎年予算の範囲内で定める額を市の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に年度当初決済用預金として預託する。

2 指定金融機関は年度当初に預託を受けた資金の 9 倍以上を目標額として三重県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証を付して融資するものとする。

(融資の対象)

第 4 条 融資の対象は次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に引き続き 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に定めるものをいう。)又は中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に定めるものをいう。)で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの又は、自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替えを行うもの

(2) 協会の保証対象事業に該当するもので貸付金の返済が確実であると認められるもの

(3) 市税を完納しているもの

(4) 前 3 号に該当するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(資金の用途)

第 5 条 資金の用途は次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

(1) 第 1 条に規定する公害を除去し、又は防止するために必要な設備の購入、設置、改造

(2) 公害発生施設の移転若しくは取り除き又は作業場の移転

(3) 自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え

(融資の条件)

第6条 融資の条件は次の各号により行うものとする。

- (1) 融資限度 1企業につき設備資金3,000万円以内、移転資金5,000万円以内。ただし、保証付きは3,000万円を限度とする。
- (2) 貸付利率 年率とし、長期プライムレートから1.5パーセントを減じた率。ただし、長期プライムレートが2.7パーセントを下回るときは、長期プライムレートを2.7パーセントと見なす。
- (3) 貸付期間及び返済方法
設備資金7年以内、据置期間1年含む。移転資金10年以内、据置期間1年含む。月賦返済とする。
- (4) 保証料率
協会所定料率 - 0.3パーセント
- (5) 担保 必要に応じて徴求する。
- (6) 連帯保証人
原則として借受人が法人の場合は代表者が連帯保証人になり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。

(融資手続)

第7条 この要綱による融資を受けようとするもの(以下「借受者」という。)は所定の申込書に必要書類を添付して指定金融機関に申込みものとする。

- 2 指定金融機関は前項の申込書を受理したときは、速やかに実態調査を行いこの制度によることが適当と認められるものについては協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 協会は前項の依頼があったときは、内容審査のうえ諾否を決定し、指定金融機関に通知するとともに、その旨を市長に報告するものとする。
- 4 指定金融機関は協会より保証決定の通知を受けたときは、所定の手続を経た後速やかに貸付けを実行するものとする。ただし、特別の事由のあるものについては市長並びに協会と協議のうえ融資の拒否又は融資条件を変更することができるものとする。

(融資決定の取消し等)

第8条 市長は、本要綱による融資の決定を受けたもの又はすでに貸付けを行ったものが貸付条件に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(届出の義務)

第9条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。また、第5条第3号に規定する車の買い替えを行った場合は、廃車(完全抹消)を証する書類及び新たに購入した車の自動車検査証を提出しなければならない。

(利子補給)

第10条 市長は、融資の決定を受けた借受者に対し、利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利子補給金の対象限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 利子補給金の対象限度額 設備資金については1,000万円を、移転資金については3,000万円を最高限度額とする。

(2) 利子補給率 第6条第2号の貸付利率の2分の1以内

3 利子補給金の請求等に関する一切の手続は、借受者の依頼を受けて指定金融機関が代行しなければならない。

(利子補給金の額)

第11条 前条第1項の規定により交付する利子補給金の交付額は、毎年前年の10月1日からその年の9月30日までの期間における融資残高に対し、第10条第2項の利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の申請)

第12条 第10条の利子補給金の交付について借受者の依頼を受けた指定金融機関は次に掲げる書類を作成し前条に規定する期間の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金交付申請書

(2) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金計算明細書

(利子補給金の交付決定)

第13条 市長は前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかにその可否を審査のうえ指定金融機関を経て借受者に対し利子補給金の交付決定を行うものとする。

(利子補給金の請求)

第14条 指定金融機関は前条の交付決定に基づき「四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金請求書」を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第15条 市長は前条により指定金融機関から利子補給金交付請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給金の取消し等)

第16条 市長は借受者が第8条の取消し等の命を受けた場合は利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。

(報告の徴収等)

第17条 指定金融機関は市長が指定金融機関の行った融資に関し報告を求めたとき、又は職員をして当該融資若しくは利子補給に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合はこれに協力しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 1 . 四日市市低公害車普及等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市が、低公害車の普及等を促進するために予算の範囲内で行う助成制度の運営について必要な事項を定め、もって自動車交通公害の低減に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本助成を受けることができるものは、四日市市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる民間事業者等(以下「事業者等」という。)とする。ただし、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第52条に規定する汚染負荷量賦課金の納付義務者である事業者等は除く。

(助成対象事業)

第3条 この要綱において助成の対象となる事業は、次の名号に掲げる事業とする。

(1) 低公害車導入事業

事業者等が低公害車を購入する事業

(2) 最新規制適合車等代替事業

事業者等が排出ガスのより少ない最新規制適合車等を代替のために購入する事業

2 前項に掲げる事業の内容等については、市長が別に定める。

(助成金の申込み)

第4条 本助成を受けようとする事業者等は、四日市市に所定の書類を添えて、四日市市低公害車普及等助成金交付申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 四日市市は、毎年、別途期間を定めて前項の申込みを受け付けるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の第1欄に定める助成対象事業ごとに、事業費(寄附金その他の収入がある場合はそれらを除外した額)と第2欄に定める基準額を比較して、いずれか少ない額(ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。

(助成金の決定)

第6条 四日市市は、第4条による申込書の提出があった場合においては、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じ調査等(現地調査、ヒアリング、参考となる書類の提出等。以下同じ。)を行い、助成金の交付の決定を行うとともに、事業者等に本要綱の目的を達成するため必要な条件を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

なお、助成金を交付できないときは、事業者等に理由を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 前条の助成金の交付の決定を受けた事業者等は、決定後において、事情により申

込みの内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、四日市市に四日市市低公害車普及等事業に係る変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を遅滞なく提出し、承認を得なければならない。

（助成金の目的外使用禁止及び経理区分）

第8条 本助成を受けた事業者等は、助成金を助成対象事業の目的以外に使用してはならない。

2 本助成を受けた事業者等は、助成対象事業に係る経理について、関係書類を事業の完了後5年間保管しなければならない。

（事業の進捗中における報告等）

第9条 四日市市は、必要があるときは、本助成を受けようとする事業者等に対し、随時報告を徴し、又は指導及び調査等を行うことができるものとする。

（完了報告及び助成金の請求）

第10条 本助成を受けようとする事業者等は、助成対象事業の完了後10日以内に、必要な書類を添え、四日市市低公害車普及等助成金に係る事業完了報告書（第5号様式）及び四日市市低公害車普及等助成金請求書（第6号様式）を四日市市に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び支払）

第11条 四日市市は、前条の報告を受けた場合、報告に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、支払うものとする。

（助成金の交付の決定の取消し）

第12条 四日市市は、本助成金の交付の決定を受けた事業者等か次の名号の一に該当する場合、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他の不正の手段により、助成金の交付の決定を受けた場合
- （2） 助成金を他の用途へ使用した場合
- （3） 第9条に定める報告等及び第16条に定める監査について、特別の理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- （4） 第7条による事業の中止、又は廃止に係る書類の提出があった場合
- （5） 助成金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- （6） その他この要綱に違反したと認められる場合

（助成金の返還）

第13条 四日市市は、前条により助成金の交付の決定を取り消したときに、既に助成金が支払われている場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 本助成を受けた事業者等が、前条により返還を求められたときは、その請求に係る助成金を受領した日から四日市市に納付した日までの日数に応じて、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を四日市市に納めなければならない。

2 本助成を受けた事業者等は、返還を求められた助成金を納付期日までに納めな

かったときは、納付期日の翌日から完納の日の前日までの日数に応じて、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を四日市市に納めなければならない。

- 3 四日市市は前2項において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することかできるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 本助成を受けた事業者等は、本助成により取得した財産については、四日市市が別に定める期間は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を行わなければならない。

- 2 本助成を受けた事業者等は、前項の財産を四日市市の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃車してはならない。

- 3 本助成を受けた事業者等は、前項の承認を受ける場合には、あらかじめ四日市市に理由及び内容を記載した四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

- 4 四日市市は、前3項までの場合において必要があると認めるときは、その管理及び運営の状況を調査することができるものとする。

- 5 本助成を受けた事業者等が、助成金に係る低公害車の処分により収入があったときは、四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する決定通知書(第8号様式)により四日市市の承認を受けた場合を除き、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を四日市市に返還しなければならない。

(監査)

第16条 四日市市は、第6条による助成の決定後、必要があると認めるときは、本事業の成果等に関し、監査ができるものとする。

- 2 四日市市は、前項の監査を行うときは、あらかじめ、本助成を受けた事業者等に期日その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 四日市市は、第1項による監査の結果、著しく不相当と認めるときは、本助成を受けた事業者等に対し、所要の措置を取るべきことを命ずることができるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成8年3月29日告示第105号)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成8年4月1日以後になされた交付申請に基づき交付するものから適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

附則（平成 17 年 1 月 31 日告示第 34 号）

この要綱は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

別表

助成対象事業名	助成基準額
1 低公害車導入事業 次の車両の購入 （1）電動軽自動車 （2）電動スクーター	次により算出した額の合計額 1,236,000円×購入台数 148,000円×購入台数
2 最新規制適合車等代替事業	最新規制に適合する車両等の購入 費の100分の1に相当する額

12. 四日市市鳥獣飼養関係手数料条例

(平成12年3月29日 条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき本市が徴収する鳥獣飼養関係事務手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第2条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する鳥獣飼養に関する事務の手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥獣飼養許可証交付手数料 1件につき 3,400円
- (2) 鳥獣飼養許可証再交付手数料 1件につき 3,400円

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(楠町との合併に伴う経過措置)

2 平成17年2月7日(以下「合併日」という。)前に、楠町手数料徴収条例(平成12年楠町条例第3号。以下「楠町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成16年条例52号〕

3 楠町の条例の規定により徴収した、又は徴収すべきであった手数料の取扱いについては、なお楠町の条例の例による。

追加〔平成16年条例52号〕

附 則(平成16年12月28日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

13．四日市市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が実施する家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、基本的な事項について定める。

（補助金交付の対象）

第2条 市は、三重県新エネサポーター登録要領に規定する三重県新エネサポーターへの登録を承諾する者であって、第3条に定める要件に適合する次の各号に定める新エネルギー設備（以下「対象設備」という。）を市内に設置しようとする個人（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付する。

- (1) 住宅用太陽光発電システム
- (2) (1)と同時に設置するCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器
- (3) (1)と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器

2 補助事業者は、当該年度の4月1日以降に対象設備の設置工事を開始し、当該年度の2月28日までに設置工事を完了できるものとする。

3 補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象設備の設置に要する費用であって、別表に掲げる項目にかかる費用とする。

（対象設備）

第3条 対象設備とは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅用太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系する太陽光発電システムであるもの。

- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器

エネルギー消費効率COPが3.0以上のCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器であるもの。

- (3) 家庭用ガスエンジン給湯器

都市ガス又はLPガスを燃料とし、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される、熱の供給を主目的としたガスエンジン給湯器であるもの。

（補助金の額）

第4条 第2条に規定する補助金の額は定額とし、予算の範囲内で別に定めるものとする。

（募集及び応募方法）

第5条 市は、予算の範囲内において、補助事業者を募集する。

2 本補助事業への応募申込みは、様式第1によるものとし、応募申込書を市に提出することによって行う。

(予約者の決定)

第 6 条 市は、前条の規定により提出された応募申込書を審査して、受理すべき応募申込書を決定し、当該補助事業者を予約者とする。なお、前条第 1 項において、募集期間内に設定する募集件数を超える応募申込書の提出があった場合は、公開抽選により受理すべき応募申込書を決定するものとし、抽選内容等については別に定めることとする。また、募集期間を終了してなお募集枠に残が生じた場合は、補助事業者を追加募集するものとし、その際における募集期間及び応募方法等については別に定めることとする。

2 市は、前項の規定により受理すべき応募申込書を決定したときは、様式第 2 による補助金申込受理通知書により応募者に通知するものとする。

3 市は、前項の補助金申込受理通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

4 市は、第 1 項の規定により受理しない応募申込書を決定したときは、様式第 3 による補助金申込不受理通知書により応募者に通知するものとする。

(工事着工届の提出)

第 7 条 前条第 1 項の規定による予約者で、補助金申込受理通知書に記載された通知の日以前に対象設備の設置工事を開始した者については、補助金申込受理通知書に記載された日から起算して 30 日以内、その他の者については、対象設備の設置工事を開始した日から起算して 30 日以内又は当該年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、様式第 4 による工事着工届を市に提出しなければならない。

2 予約者が、前項の工事着工届を定められた期間内に市に提出しなかったときは、予約者の決定を取り消すこととする。

(計画変更・中止の承認)

第 8 条 予約者は、対象設備の設置工事の内容を変更するとき、又はやむをえない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 による計画変更(中止)承認申請書を市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設置工事着工予定日・完了予定日等の軽微な変更については、承認申請書の提出を必要としない。

2 市は、前項に規定する計画変更(中止)承認申請書の内容が適正であると認めたときは、様式第 6 による計画変更(中止)承認通知書により、申請者に通知するものとする。

3 市は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(補助金交付の決定及び額の確定)

第 9 条 予約者で、補助金申込受理通知書に記載された通知の日以前に対象設備の設置を完了した者については、補助金申込受理通知書に記載された日から起算して 30 日以内、その他の者については、完了日から起算して 30 日以内又は当該年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、様式第 7 による補助金交付申請書(兼 設置完了報告書)を市に提出しなければならない。

2 市は、補助金交付申請書(兼 設置完了報告書)を受理したときは、必要な審査及び必

要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、申請者(以下「補助対象者」という。)に対して、様式第8による交付決定通知書(兼額の確定通知書)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市は、前条の規定により補助金の額の確定を受けた者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、様式第9による補助金交付請求書を市に提出するものとする。

(手続代行者)

第11条 補助事業者においては、第5条第2項の応募申込書、予約者においては、第8条第1項の計画変更(中止)承認申請書及び第9条第1項の補助金交付申請書(兼設置完了報告書)の手続の代行を対象設備を販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。

(立入検査等)

第12条 市は、本事業の適正かつ円滑な運営を図るため必要があるときは、手続代行者及び予約者に対して、報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場、設置場所等に立ち入り、帳簿書類等の関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(手続代行停止の命令)

第13条 市は、手続代行者が提出する報告等により、その者の手続代行が本要綱に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、当該手続代行の停止を命ずることができる。

(管理)

第14条 補助対象者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損され又は、滅失したときは、その旨を市に届け出なければならない。

(処分の制限)

第15条 補助対象者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処

分しようとするときは、あらかじめ様式第 10 による処分承認申請書を市に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 市は、次の各号の一に該当する場合は、第 9 条第 2 項の規定による交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 補助対象者が法令、本要綱、要領又はそれらに基づく市の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象者が補助金を対象設備の設置以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象者が本補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 補助対象者は、市が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、市の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 補助対象者は、第 15 条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、市の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第 17 条 市は、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 使用状況調査報告書様式 11 の提出

(2) その他市が協力依頼する事項

(雑則)

第 18 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 24 日から施行する。

別表

住宅用太陽光発電システム

・ 太陽電池モジュール

・ 架台

・ 接続箱

・ 直流側開閉器

・ インバータ

・ 保護装置

・ 発生電力量計

・ 余剰電力販売用電力量計

・ 配線・配線器具の購入・据付

・ 工事に関する費用

<p>CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプユニット ・貯湯ユニット ・台所リモコン、風呂リモコン
<p>家庭用ガスエンジン給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスエンジン給湯器（付属品[リモコン等]含む） ・給湯器に伴う基礎工事費用、据付工事費用及びドレン配管工事費用

別表

<p>住宅用太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュール ・架台 ・接続箱 ・直流側開閉器 ・インバータ ・保護装置 ・発生電力量計 ・余剰電力販売用電力量計 ・配線・配線器具の購入・据付 ・工事に関する費用
<p>CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプユニット ・貯湯ユニット ・台所リモコン、風呂リモコン
<p>家庭用ガスエンジン給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスエンジン給湯器（付属品[リモコン等]含む） ・給湯器に伴う基礎工事費用、据付工事費用及びドレン配管工事費用

14 . 四日市市環境学習センター条例

(平成8年3月26日 四日市市条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、四日市市環境学習センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動がとれるよう学習の振興を図り、もって本市の良好な環境の保全と創造に資するため、四日市市本町9番8号本町プラザ内に四日市市環境学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業)

第3条 センターは、前条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 知識の普及及び意識の啓発に関すること。
- (2) 研修事業に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民、環境保全活動団体等の交流及び活動の支援に関すること。
- (5) 環境学習に関する調査研究に関すること。
- (6) その他環境学習の推進に関すること。

(入場の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めたる者
- (3) その他センターの管理上支障があると認めたる者

(損害賠償)

第5条 使用者は、センターの施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 平成16年12月28日条例第52号抄

施行期日 1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

15 . 四日市市環境学習センター条例施行規則

(平成8年7月16日 四日市市規則第32号)

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市環境学習センター条例(平成8年四日市市条例第11号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市環境学習センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の資格)

第4条 図書及びビデオテープ(以下「図書等」という。)をセンター外で利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) その他特に市長が認めた者

(利用手続)

第5条 図書等をセンター外で利用しようとする者は、個人貸出申込書(別記様式)によって登録を行い、別に定める貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券は、利用しようとする者の氏名及び住所の確認できる者に交付する。

(利用数及び期間)

第6条 センター外で利用できる図書等は、1回の利用期間につき図書は3冊以内、ビデオテープは2本以内とする。

2 図書等の利用期間は、貸出を受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。

(センター外利用を禁止する図書等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する図書等は、センター外で利用することができない。

- (1) 貸出禁止を表示した図書等
- (2) その他市長が指定する図書等

(使用者の遵守事項)

第 8 条 使用者及びセンターを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていないセンター施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに壁、扉等に張り紙をし、くぎ類を打つなどセンター施設その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 2 月 4 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 2 月 7 日から施行する。

16 . 四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成5年3月25日

告示第92号

〔注〕平成14年3月から改正経過を注記した。

改正 平成6年6月17日告示第147号 平成7年2月21日告示第49号
平成8年5月9日告示第140号 平成9年3月19日告示第48号
平成10年1月21日告示第14号 平成10年8月5日告示第271号
平成11年6月23日告示第257号 平成12年3月24日告示第81号
平成13年3月27日告示第92号 平成14年3月29日告示第114号
平成15年3月3日告示第62号 平成16年3月30日告示第113号
平成16年6月15日告示第273号 平成17年1月31日告示第33号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（昭和63年四日市市告示第51号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ (日間平均値)以下の機能を有するとともに処理対象人員が10人以下の浄化槽にあっては、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものをいう。
- (3) 高度処理型合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度が20mg/ 以下又は総燐濃度が1mg/ 以下の機能を有する合併処理浄化槽をいう。
- (4) 補助事業 本要綱に基づいて補助を受けようとする合併処理浄化槽設置事業をいう。
- (5) 下水道認可区域 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき事業認可を受けた予定処理区域(以下「認可区域」という。)をいう。
- (6) 公共下水道認可区域 認可区域のうち、下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域をいう。

- (7) 市単独補助事業区域 補助事業のうち、認可区域の一部区域について市単費で補助する区域をいう。
 - (8) 7年区域 認可区域にあって、下水道整備が7年以上見込まれない区域で国庫補助事業の対象となる区域をいう。
 - (9) 専用住宅等 自己の居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供し、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下の建物をいう。
 - (10) 普及促進加算補助事業 公共下水道認可区域外の既存建築物の生活排水対策を促進するため、単独処理浄化槽又は汲み取り式便所から小型合併処理浄化槽に転換等しようとする者に対して上乘せ補助を行う事業をいう。
- 一部改正〔平成14年告示114号・15年62号・16年113号・273号・17年33号〕

(交付の対象)

第3条 市長は別に定める地域内において専用住宅等又は地区集会所等に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下で専用住宅等に設置される高度処理型合併処理浄化槽は補助の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 販売の目的で合併処理浄化槽付建築物を新築し又は改築する者(以下「建築者」という。)。ただし、当該建築物を購入した者(以下「購入者」という。)は、建築者に代わり補助金交付の対象者となることができる。
- (3) 建築物を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

3 市長は公共下水道認可区域外(農業集落排水事業の「事業実施採択申請書」又は「事業を実施したい旨の申請」が三重県知事に提出された地区、コミュニティ・プラント事業の採択区域及び集中処理浄化槽区域を除く。)において既存建築物の単独処理浄化槽及び汲み取り式便所から合併処理浄化槽に転換(同一敷地内の建築物から発生する生活排水のすべてが処理されるものに限る。)等をしようとする者のうち次の各号のいずれかに該当するものに限り第1項の補助金に加算した補助金(以下「普及促進加算補助金」という。)を予算の範囲内において交付する。

- (1) 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しようとする場合
- (2) 現に居住している既存建築物を取り壊し、同一敷地内で同一用途での建て替え(自己又は家族との同居の用に供するものに限る。)又は増築、改築で汲み取り式便所又は単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合
- (3) 既存建築物の汲み取り式便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合
- (4) 市長が特に交付の必要があると認めた場合

一部改正〔平成14年告示114号・15年62号・16年113号〕

(補助金額)

第4条 補助金額は、認可区域外及び認可区域の7年区域にあつては別表第1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額とする。また、市単独補助事業区域にあつては別表第2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額とする。

2 前条第3項の規定による普及促進加算補助金の額は別表第3の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額とする。

一部改正〔平成16年告示113号〕

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 建築者は、合併処理浄化槽の設置補助について、あらかじめ別に定める事項について市長に協議しなければならない。

3 購入者は、速やかに申請書に接続確約書(公共下水道認可区域に限る。)及び売買契約書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 第3条第3項の規定による普及促進加算補助金を受けようとする者は、別に定める書類を第1項に規定する申請書に添付しなければならない。

一部改正〔平成15年告示62号・16年113号・17年33号〕

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 補助対象者は、申請書の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後1箇月以内に四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(第5号様式の1(新築・増築・改造の場合)又は第5号様式の2(建売住宅の場合)。以下「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 購入者は、実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第6号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により、速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による交付額確定通知書を受けた者は、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（第7号様式）により、速やかに市長に補助金の交付を請求する。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付の決定又は交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定又は交付額の確定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の処理対象人員10人以下の浄化槽の規定は平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年6月17日告示第147号）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年2月21日告示第49号）

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成8年5月9日告示第140号）

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日告示第48号）

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成10年1月21日告示第14号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年8月5日告示第271号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年8月5日から施行する。

（特別加算補助の特例）

2 第3条第3項、第4条第2項及び第5条第4項の規定については、平成10年8月5日から平成13年3月31日までの間を適用する。

附 則（平成11年6月23日告示第257号）

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日告示第81号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日告示第92号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日告示第114号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月3日告示第62号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日告示第113号）

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成16年6月15日告示第273号）

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日告示第33号）

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	300,000円
6人槽	330,000円
7人槽	390,000円
8人槽	450,000円
10人槽～50人槽	510,000円

別表第2（第4条関係）

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	150,000円
6人槽	165,000円
7人槽	195,000円
8人槽	225,000円
10人槽～50人槽	255,000円

別表第3（第4条関係）

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	200,000円
6人槽	
7人槽	250,000円
8人槽	
10人槽～50人槽	300,000円

17. 四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例

平成9年3月27日

条例第15号

〔注〕平成13年3月から改正経過を注記した。

改正 平成11年12月27日条例第27号 平成13年3月28日条例第17号

平成16年12月28日条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市は、生活排水の水質保全及び生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、四日市市コミュニティ・プラント（以下「施設」という。）を設置する。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称、処理施設の位置及び処理対象区域は、次のとおりとする。

名称	処理施設の位置	処理対象区域
小牧地区コミュニティ・プラント	四日市市小牧町22番地1	市場町及び小牧町の各一部
神前地区コミュニティ・プラント	四日市市高角町937番地	曾井町並びに菅原町、寺方町及び高角町の一部

全部改正〔平成13年条例17号〕

（用語の定義）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）汚水 家庭生活等に起因するし尿及び雑排水をいう。
- （2）排水設備 汚水を施設に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水施設をいう。
- （3）使用者 汚水を施設に排除し、これを使用するものをいう。

（供用開始の告示）

第5条 市長は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、施設の名称、処理区域、処理施設の位置その他供用開始に必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成16年条例52号〕

(受益者の義務)

第6条 処理区域内に汚水を排出する建築物を所有するものは、前条の告示があった場合には、告示された供用開始の日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の理由により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(水洗便所への改造義務)

第7条 処理区域内において、くみ取り便所等が設けられている建築物を所有するものは、第5条の告示があった場合には、告示された供用開始の日から3年以内にその便所を水洗便所(汚水管が施設に連結されたものに限る。)に改造しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(し尿排除の制限)

第8条 使用者は、し尿を施設に排除するときは、水洗便所によってしなければならない。

(排水設備の接続等)

第9条 排水設備の新設、増設、改造及び撤去(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、施設の汚水ますに固着させること。
- (2) 排水設備を汚水ますに固着させるときは、施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則の定めるところにより行わなければならない。
- (3) 排水設備の排水管の内径は、特別の理由がある場合を除き、100ミリメートル以上とする。ただし、延長が3メートル以下の枝管の内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(排水設備の計画の確認)

第10条 排水設備の新設等を行おうとするものは、あらかじめその計画が下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第3項に規定する基準に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施工)

第11条 排水設備の新設等の工事の施工は、市長が指定した業者(四日市市公共下水道条例(昭和34年四日市市条例第8号)第7条に規定する指定業者をいう。)でなければ行ってはならない。

(排水設備の工事の完了届)

第12条 排水設備の新設等を行ったものは、その工事を完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(使用開始の届出)

第13条 使用者は、施設の使用を開始、休止、再開又は廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の休止又は廃止の届出をしないときは、これを使用しているものとみなす。

(使用料の徴収)

第14条 市長は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項に規定する使用料は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月又は隔月徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に徴収し、又は前納させることができる。

(使用料の算定方法)

第15条 前条第1項の使用料の額は、次の表に定める基本料金と人数割の合計額とする。

区分	使用料(1箇月につき)
基本料金	1戸当たり 2,100円
人数割	1人当たり 525円

2 前項の人数割の算定基準については、住宅は住民基本台帳登載人員とし、住宅以外はし尿浄化槽の処理対象人員の算定方法(昭和44年建設省告示第3184号)により算定した人員(以下「算定人員」という。)から10を除いた人員とする。ただし、算定人員が9以下の場合は10とみなす。

一部改正〔平成16年条例52号〕

(月の途中における使用料徴収の特例)

第16条 月の途中に施設の使用を開始、休止又は廃止したときの使用料は、1箇月として徴収する。

(資料の提出)

第17条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(罰則)

第19条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の規定に違反した者
- (2) 第10条による申請書に偽りの記載をした者及び同条による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 第11条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (4) 第13条第1項の規定による届出を怠った者
- (5) 第17条の規定による資料の提出を求められ、これを拒否し、又は怠った者

(使用料を免れた者に対する罰則)

第20条 偽りその他不正な手段により使用料を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成16年条例52号〕

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第17号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

18. 四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例施行規則

平成9年3月31日

規則第20号

改正 平成14年3月13日規則第8号 平成17年2月4日規則第6号

平成17年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例(平成9年四日市市条例第15号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の構造基準)

第2条 排水設備の構造基準については、四日市市公共下水道条例施行規程(平成17年四日市市上下水道局管理規程第2号)第14条の規定を準用する。

一部改正〔平成17年規則34号〕

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第3条 条例第9条第2号に規定する排水設備の接続方法等の基準は、次のとおりとする。

(1) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、下流側の管渠等の底より高い位置に固着すること。

(2) 公共汚水ます等の側壁に陶管等を取り付けるときは、ますの内壁面に合わせてその周囲をモルタル仕上げとすること。

2 前項の規定により難いときは、市長の指示を受けなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第4条 条例第10条の規定により、排水設備の新設等の計画の確認を受けようとするときは、排水設備新設等計画確認申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 管渠の形状、寸法、材質、勾配及び延長を記載した書類

(2) ます又はマンホールの形状、寸法、材質及び数を記載した書類

(3) スクリーン、油脂止めの装置又はポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法、材質及び能力を記載した書類

(4) 次に掲げる事項を記載した平面図

ア 申請地の境界線

イ 申請地の付近の道路の配置

ウ 申請地内にある建築物及び台所、浴室、水洗便所その他汚水を排除する施設の配置

エ 他人の排水設備等を利用しようとするときは、その他人の排水設備等の配置

オ 管渠の配置、形状、寸法及び勾配

カ ます又はマンホールの配置

キ スクリーン、ポンプ施設又は防臭弁を設けるときは、その配置

ク その他の汚水の排除状況を明らかにするために必要な事項

(5) スクリーン又はポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面

(6) 他人の土地又は排水設備等を使用しようとするときは、その他人の同意書（排水設備を設置し、又は改築するために他人の土地又は排水設備等を使用しようとする場合において、相当な期間内にその他人の同意を得ることができなかつたときは、その事情を疎明した書面）

(7) 四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号。以下「公共下水道条例」という。）第5条第2項第5号に規定するディスポーザ排水処理システムをコミュニティ・プラントに接続しようとするときは、同号に掲げる書類
一部改正〔平成14年規則8号〕

（除外施設の設置等）

第4条の2 使用者が、除外施設を設置しようとする場合は、公共下水道条例第14条から第14条の6までの規定を準用する。

追加〔平成14年規則8号〕

（計画の確認及び取消し）

第5条 前条の申請により排水設備の新設等の計画を確認したときは、市長は排水設備計画確認書（第2号様式）を交付する。

2 前項の排水設備計画確認書を交付した日から3箇月以内に、申請者が工事に着手しないときは、これを取り消すことができる。

（工事完了の届出及び検査済証）

第6条 排水設備の工事が完了したときは、条例第12条の規定により排水設備新設等工事完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用開始等の届出）

第7条 条例第13条の規定により施設の使用開始等を行おうとする者は、排水設備使用開始・休止・廃止・再開届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の徴収の委託）

第8条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、施設を利用するもので構成する団体に使用料の徴収を委託することができる。

（使用料の減額又は免除の手続き）

第9条 条例第18条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。